

日高川町農地保全対策事業補助金実施基準

制定 平成29年 9月 5日

改正 令和2年 4月 1日

農地保全対策事業補助金交付要綱（平成29年10月1日施行。以下「要綱」という。）
第3条の規定について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

（1）町内に住所を有する農家（認定農業者を除く）とする。

（2）1事業1機械を対象とする。

（3）汎用性の高いものは、対象外とする。（例：軽トラック、単車等）

（4）本事業の活用は、年度に関係なく1農家1回限りとする。

2 補助金の額

（1）補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

この実施基準は、平成29年10月1日より施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この実施基準は、令和2年4月1日より施行し、令和2年度の補助金から適用する。